

法務学府

I	教育の水準	教育 9-2
II	質の向上度	教育 9-4

I 教育の水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

分析項目 I 教育活動の状況

〔判定〕 期待される水準を上回る

〔判断理由〕

観点1-1「教育実施体制」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 法学研究院をはじめ、他学府、福岡県弁護士会、他大学法科大学院と連携し、法律基本科目や実務科目のほか、政治学、医学、心理学等の授業科目を担当する教員を配置している。
- 教育の内容及び方法の改善を図るため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を実施しており、教育の課題、学生の学修状況と課題等に関する様々なテーマを設定し、改善へ向けた議論を行っている。
- 教育体制の改善・改革のため、自己点検・評価の結果に対する外部評価を2年に一度受けている。外部評価で受けた指摘は、改善へ向けた取組を組織的かつ継続的に実施している。

観点1-2「教育内容・方法」について、以下の点から「期待される水準を上回る」と判断した。

- 高度の国際性の育成という教育目標を達成するため、法学府と連携して英語による授業科目を開講しているほか、第2期中期目標期間（平成22年度から平成27年度）に釜山大学ロースクール（韓国）、ブツェリウス・ロースクール（ドイツ）、ティルブルグ大学ロースクール（オランダ）等と協定を締結し、海外の大学と部局レベルの交流を推進している。
- 釜山大学ロースクールとの交流では、派遣した学生が釜山大学ロースクールでのサマーセミナーに参加しているほか、釜山大学ロースクールから学生を受け入れ、平成24年度から継続して法務研修、裁判所見学等を実施している。平成26年度の実績として、サマーセミナーに参加した学生は4名、釜山大学ロースクールの学生受入は5名となっている。

以上の状況等及び法務学府の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

〔判定〕 期待される水準にある

〔判断理由〕

観点2-1「学業の成果」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 法務省「司法試験法科大学院等別合格者数等」によると、第2期中期目標期間の司法試験合格率は平均24.4%となっている。

観点2-2「進路・就職の状況」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 司法試験合格者は、弁護士として主に九州・山口地区の法律事務所に勤務している。また、国や地方の公務員や企業に就職し法務部門等に勤務する者もいる。
- 平成27年度に実施した学業の成果の達成度や満足度に関するアンケート調査において、「シラバスの内容、教材、課題等は、十分活用できていると思いますか。」の設問に対して89%が「そう思う」と回答している。

以上の状況等及び法務学府の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

Ⅱ 質の向上度

1. 質の向上度

〔判定〕 質を維持している

〔判断理由〕

分析項目Ⅰ「教育活動の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- ブツェリウス・ロースクール（ドイツ）やティルブルグ大学ロースクール（オランダ）等と協定を締結するなど、海外の大学と部局レベルの交流を推進している。特に、釜山大学ロースクール（韓国）との交流においては、平成 24 年度以降法務研修、裁判所見学等を継続して実施している。
- FD として、学生の学修状況の課題とともに改善策を検討した結果、法学未修者に対する学修支援の強化として、当該学府を修了した若手弁護士を学修支援アドバイザーとして活用するなどの改善を図っている。

分析項目Ⅱ「教育成果の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- 法務省「司法試験法科大学院等別合格者数等」によると、第 2 期中期目標期間の司法試験合格率は平均 24.4%となっている。

これらに加え、第 1 期中期目標期間の現況分析における教育水準の結果も勘案し、総合的に判定した。